

泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト

(技術的能力 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等)

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料5-5
提出年月日	令和5年4月14日

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230315-31	1	1.10-8) 大飯の排気筒高レンジエリアモニタ等を自主対策としない理由を説明すること(相違理由④を充実すること)	R5.3.15	本日回答		泊3号炉は、アニュラス部の水素濃度を直接測定する可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットを重大事故等対処設備として設置していることから、原子炉格納容器内水素濃度からアニュラス部の水素濃度を推定する手段は整備していない。これは伊方3号炉と同様である。	資料5-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT110-9 r.5.0)』 p.とりまとめた資料-3	
230315-32	2	1.10-20) ③の記載について、伊方が接続及び系統構成となっているものに対し、泊が電源操作となっていることについて、タイムチャート等の比較を充実し、説明すること。	R5.3.15	本日回答		伊方3号炉のアニュラス水素濃度(AM)計測装置と泊3号炉の可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットの手順の相違について、比較表に伊方3号炉の概要図とタイムチャートを貼り付け比較した。 伊方3号炉は、②にて運転員が系統構成(電源操作)を実施、③にて発電所災害対策本部要員が系統構成及び電源操作を実施するのに対し、泊3号炉は運転員が②にて系統構成、③にて電源操作を実施する。 伊方3号炉と泊3号炉で操作内容に相違はない。	資料5-1『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT110 r.5.0)』 p.1.10-14 資料5-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT110-9 r.5.0)』 p.1.10-20, 47, 48	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。